



情報空間の秩序構想

——企画趣旨説明を兼ねて

曾我部真裕

1 はじめに

近年、憲法や情報法では、「情報空間」という概念を設定して議論を行う傾向が見られる。それは、一つには、放送であるとかインターネットであるとか、技術的特性に沿って設けられた場ごとに検討を行っていた従来の議論の限界がいよいよ意識してきたことによる。

実際、近年、情報空間の秩序の構造が大きく変化し、従来の法制や法理論にも変容が迫られていることが、情報空間概念を設定しての議論がなされる背景にある。

情報空間の秩序構想が求められるに至った背景として、もっとも大きな変化は言うまでもなく、グローバルなデジタルプラットフォーム（以下、DPFという。）が、ある意味で国家をも凌ぐような支配的地位にたち、情報流通のあり方に大きな影響を与えたことであろう。のことと、「グラウンド・ゼロ」とも呼ばれた国際情勢の不透明化や、それをも背景とする各国内の分断による世論の不安定化等の事情が相まって、情報空間は無秩序化の危機に瀕している。

そこで、本特集では、「情報空間の秩序構想」として、いかなる構成原理に基づき、どのような

主体がどのような役割を果たすべきかという大きな問題の一端を検討することとした。実際、この問題は大きな広がりをもつものであり、本特集で検討できなかった課題が多い。国内では省庁での検討の場や学界等において様々な論点が取り上げられているほか¹⁾、国外でも、EUのデジタルサービス法(DSA)が施行されるなど多くの動きがある。また、何よりも、AIの規制に関する議論が、その技術の驚異的な速度での発展と普及とに対応して急ピッチになされている。

以下、本稿では、秩序原理、メディアの存続可能性、国家の規制能力の三つの観点を設定し、そこから本特集に寄稿された諸論考を紹介しつつ本稿筆者なりの見方を提示する。いずれの観点も大きな広がりをもつ問題を含んでおり、今回で論じ尽くすことは到底できるものではなく、それぞれ、今後の議論の掘り下げが期待される。

2 秩序原理

(1) デジタル立憲主義

情報空間の秩序原理に関しては、この1、2年の間で日本でも注目されるようになった「デジタル立憲主義」について、山本健人論文が論じている²⁾。新たな研究潮流であるデジタル立憲主義

1) 複数の省庁で関連する検討が行われているが、もっとも関連性が深いのは、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」及び「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」によるそれである。前者による最新の報告書は、「プラットフォームサービスに関する研究会第三次取りまとめ」(2024年1月)であり、それを踏まえて2024年通常国会にプライバシーリミット法の大規模な改正案が提出されている。ほかに例ええば、総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」については林秀弥論文を、公正取引委員会「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」については和久井理子論文をそれぞれ参照されたい。

2) デジタル立憲主義については、曾我部真裕「社会のデジタル化と憲法——最近の諸構想をめぐって」憲法理論研究会編著『次世代の課題と憲法学(憲法理論叢書30)』(敬文堂、2022年)37-38頁で簡単に言及したほか、より本格的な紹介検討として、山本健人「EUのAI規制案とデジタル立憲主義」IFI Working Paper(東京大学未来ビジョン研究センター)13号(2023年)、同「デジタル立憲主義と憲法学」情報法制研究13号(2023年)56頁、佐藤太樹「EUのデータ保護法制とデジタル立憲主義——AI規制の憲法的ガバナンス」レファレンス878号(2024年)25頁。